平成２１年（フ）第２６３号
三重県四日市市高見台１丁目27番地５
債務者　中村　美子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３０１号
兵庫県川西市栄根２丁目19番13号
債務者　古谷まゆみ
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３１２号
兵庫県宝塚市光明町29番２―303号　カサビエンド光明
債務者　明渡ひとみ
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３１６号
兵庫県伊丹市森本６丁目130番地、前住所兵庫県伊丹市緑ケ丘７丁目61番地１　ドミール緑ケ丘
債務者　田中　信行
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３１９号
兵庫県宝塚市清荒神３丁目14番５号、前住所兵庫県宝塚市清荒神３丁目13番17号
債務者　三宅きよみ（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第６３８号
兵庫県尼崎市久々知１丁目３番30号近松サンマンション201号
債務者　合田八重子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６５７号
兵庫県西宮市相生町12番33―301号
債務者　多田羅敬子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７２８号
兵庫県尼崎市長洲西通１丁目３番８号プリエールＪＲ尼崎303号
債務者　垣戸ミサ子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７２９号
兵庫県尼崎市長洲西通１丁目３番８号プリエールＪＲ尼崎303号
債務者　垣戸　幸一
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７３０号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町１丁目７番７号
債務者　丸市　吉祝
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７３１号
兵庫県尼崎市大庄北５丁目４番９号
債務者　高江洲政夫
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７４１号
兵庫県西宮市田近野町７番34―201号
債務者　田中　浩人
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７５８号
兵庫県尼崎市神崎町38番19号
債務者　下田　博明
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７７０号
兵庫県芦屋市陽光町５番２―603号
債務者　川口　善子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７７９号
兵庫県尼崎市上坂部３丁目５番８号
債務者　竹中　　幸
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２４６号
鳥取県鳥取市美萩野４丁目494番地20
債務者　橋本　好子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５３号
鳥取県鳥取市岩倉467番地15　雇用促進住宅２―501号、旧住所鳥取県鳥取市桜谷65番地１　寿ハイツＤ号
債務者　北村　裕二
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５９号
鳥取県鳥取市行徳３丁目274番地
債務者　安木　慎一
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鳥取地方裁判所民事部